

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

	用語	説明
カ行	家財	生活用動産をいい、業務用の用(保険証券に記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
	記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
	共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
	稿本	本などの原稿をいいます。
サ行	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券に記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

	用語	説明
サ行	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
	損害保険金	このパンフレットにおいては、家財(長期用)特約の特約家財保険金についても、損害保険金と表記しています。
夕行	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社が支払うべき金額をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
マ行	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意ください事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・建築年月等によって決まります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「GK すまいの保険・スーパーロング(家庭用火災保険)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」等をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
 【受付時間】
 平日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>